最終改定：令和７年３月

**毒物劇物の判定基準**

1. 毒物劇物の判定基準

毒物劇物の判定は、動物における知見、有効な代替法、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うものとし、その基準は、原則として次のとおりとする。

毒物のうちで毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用されると考えられるものなどで、危害発生の恐れが著しいものは特定毒物とする。

なお、本判定基準は、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第２号）の制定又は改廃に当たって、薬事審議会における審議の参考とするものである。

1.1動物における知見

1.1.1全身急性毒性【判定基準値１】

原則として、得られる限り多様なばく露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つのばく露経路でも毒物と判定される場合には毒物に、一つも毒物と判定されるばく露経路がなく、どれか一つのばく露経路で劇物と判定される場合には劇物と判定する。

（ａ）経口

毒物：LD50が50mg/kg以下のもの

劇物：LD50が50mg/kgを超え300mg/kg以下のもの

（ｂ）経皮

毒物：LD50が200mg/kg以下のもの

劇物：LD50が200mg/kgを超え1,000mg/kg以下のもの

（ｃ）吸入

イ）ガス

毒物：LC50が500ppm(4hr)以下のもの

劇物：LC50が500ppm(4hr)を超え2,500ppm(4hr)以下のもの

ロ）蒸気

毒物：LC50が2.0mg/Ｌ(4hr)以下のもの

劇物：LC50が2.0mg/Ｌ(4hr)を超え10mg/Ｌ(4hr)以下のもの

ハ）ダスト､ミスト

毒物：LC50が0.5mg/Ｌ(4hr)以下のもの

劇物：LC50が0.5mg/Ｌ(4hr)を超え1.0mg/Ｌ(4hr)以下のもの

（ｄ）その他

上記のほか、次に掲げる項目に関して知見が得られている場合は、当該項目をも参考にして判定を行う。

1. 中毒徴候の発現時間、重篤度並びに器官、組織における障害の性質と程度
2. 吸収・分布・代謝・排泄動態・蓄積性及び生物学的半減期
3. 生体内代謝物の毒性と他の物質との相互作用
4. 化学物質の反応性等の物理化学的性質に関する知見
5. その他の試験で保健衛生上の有害性が認められる場合

1.2局所毒性

皮膚または眼等の粘膜に対する重篤な傷害を有する物質は、劇物と判定する。

1.2.1皮膚に対する腐食性

動物実験：ウサギを用いる皮膚腐食性試験にて、最高4時間までのばく露の後試験動物3匹中1匹以上に皮膚組織の破壊、すなわち、表皮を貫通して真皮に至るような明らかに認められる壊死を生じる場合。

代替法：有効な代替法による評価によって腐食性陽性と判断される場合。※1

1.2.2眼等の粘膜に対する重篤な損傷

動物実験：ウサギを用いたDraize試験において、少なくとも1匹の動物で角膜、虹彩又は結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる、または、通常21日間の観察期間中に完全には回復しない作用が認められる場合。または、試験動物3匹中少なくとも2匹で、被験物質滴下後24､48及び72時間における評価の平均スコア計算値が角膜混濁≧3または虹彩炎＞1.5で陽性応答が見られる場合。

代替法：有効な代替法による評価によって腐食性陽性と判断される場合。※1

1.3ヒトにおける知見

ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行う。

1.4試験免除基準

現実的かつ効率的な毒物及び劇物の指定を行うため、動物を用いた全身急性毒性、及び局所毒性の試験の実施に際しては、物性、使用頻度、及び製品形態から、試験の実施が困難なもの、腐食性が自明なもの、経皮吸収、又は吸入ばく露が想定し難い場合は試験の免除を考慮する。

（１）経口毒性試験の場合：

イ）蒸気圧、溶解度、サイズ等から、経口投与が実施困難な場合

ロ）皮膚腐食性を有しており、経口投与が実施困難な場合

（例）当該物質のpH2以下又は11.5以上　等

（２）経皮毒性試験の場合：

イ）蒸気圧、溶解度等から、経皮投与が実施困難、又は、経皮吸収が極めて低い場合

ロ）急性経口毒性試験のデータがあり、LD50が2000㎎/㎏より大きい場合

ハ）急性経口投与のLD50が300mg/kg以下の場合（経口毒性が毒物又は劇物に該当する場合）

ニ）皮膚腐食性を有しており、経皮投与が実施困難な場合

（例）当該物質のpH2以下又は11.5以上　等

（３）吸入ばく露試験の場合：

　　　 イ）蒸気圧、粒子径サイズ等から、吸入ばく露が想定されない場合

　　　 ロ）急性経口毒性試験又は急性経皮毒性試験において、毒物(GHS区分1,2)と判定される場合

詳細は下記ガイダンスドキュメントを参照

1. OECD GD19 Guidance document on the recognition, assessment, and use of clinical signs as humane endpoints for experimental animals used in safety evaluation, 2000.Nov
2. OECD GD237 Guidance Document on Considerations for Waiving or Bridging of Mammalian Acute Toxicity Tests, 2016.Aug
3. 毒物劇物の製剤の除外に関する考え方

毒物又は劇物に判定された物の製剤について、普通物への除外を考慮する場合には、その判断は、概ね次に定めるところによるものとする。なお、製剤について何らかの知見がある場合には2.1を優先すること。

ただし、毒物に判定された物の製剤は、原則として、除外は行わない。※２

2.1製剤について知見が有る場合※３

急性毒性が強いため劇物に判定された物の製剤を除外する場合は、原則として、次の要件を満たす必要があること。

下記の規定にかかわらず、当該物の物理的・化学的性質、用途、使用量、製品形態等からみて、当該物の製剤による保健衛生上の危害発生の恐れがある場合には、製剤の除外は行わない。

（１）当該製剤の経口、経皮及び吸入ばく露では、判定基準値１の劇物相当より毒性が弱く、劇物の基準から外れたものであること。

（２）皮膚・粘膜に対する刺激性が強いため劇物に判定された物の製剤を除外する場合は、当該製剤の刺激性は、劇物相当（皮膚に対する腐食性、眼に対し重篤な損傷性又は同等の刺激性）より弱いものであること。

2.2製剤について知見が無い場合※４

急性毒性が強いため劇物に判定された物の製剤を除外する場合は、原則として、次の要件を満たす必要があること。※５，※６

下記の規定にかかわらず、当該物の物理的・化学的性質、用途、使用量、製品形態等からみて、当該物の製剤による保健衛生上の危害発生の恐れがある場合には、製剤の除外は行わない。

1. 判定基準値１の閾値及び当該物質の原体の全身急性毒性値を基に、下記の式により値を求める（判定基準値２）。各投与経路における判定基準値２をそれぞれ算出し、最も値の低い判定基準値２を適用する。製剤中の含有率（%）が判定基準値２以下の含有率については劇物から除外することができる。

【原体の急性毒性値】

各投与経路における【劇物の判定基準閾値】×10

【判定基準値２】

× 100 %

＝

※【劇物の判定基準閾値】には、投与経路によりその値は異なるものとなる。例えば、用いる【原体の急性毒性値】が急性経口毒性の場合は、３００㎎/㎏を、急性経皮毒性の場合は、１,０００㎎/㎏を挿入する。

（例）　急性経口毒性の判定基準値２を求める場合、用いる【原体の急性毒性値】が1００㎎/㎏の場合、【劇物の判定基準閾値】には３００㎎/㎏を適用し、１００／（３００×１０)×１００％＝３．３％【判定基準値２】となる。

　　　　また、急性経皮毒性の判定基準値２を求める場合、用いる【原体の急性毒性値】が３００㎎/㎏の場合、【劇物の判定基準閾値】には１，０００㎎/㎏を適用し、３００／（１，０００×１０)×１００％＝３．０％【判定基準値２】となる。

　　　（吸入ばく露試験の急性毒性値がある場合は、吸入ばく露試験の判定基準値２も算出する。）

　　　算出された【判定基準値２】を比較し、最も値の低い【判定基準値２】３．０％（急性経皮毒性）を適用する。

（２）皮膚・粘膜に対する刺激性が強いため劇物に判定された物の製剤を除外する場合は、製剤の含有率が3％未満を含有するものについては劇物から除外する。ただし、pH2以下の酸、又はpH11．5以上の塩基等については、1％未満を含有するものについて劇物から除外する。※７，※８

※１　皮膚に対する作用は皮膚腐食性試験（TG430,TG431）と皮膚刺激性試験（TG439）の併用が推奨される。化学物質の皮膚腐食性又は皮膚刺激性が明確に分類され、皮膚刺激性を有するものと分類された場合は動物を用いた皮膚腐食性試験は不要であり、皮膚腐食性を有すると分類された場合は新たに急性経皮毒性試験は不要である。眼等の粘膜に対する作用は眼腐食性及び強度刺激性試験（TG437, TG438, TG460, TG491）が推奨される。上記の*in vitro*試験の実施に際しては、各試験の適用限界に留意が必要である。（TG[数字]；OECD毒性試験ガイドラインNo.[数字]）

※２　用途、物質濃度、製品形態等から、保健衛生上の危害発生の恐れが考えられない場合は、例外的に除外している。

※３　国際機関や主要国等で作成され信頼性が認知されており、情報源を確認できる評価書等の知見が有る場合、当該知見を活用して製剤の除外を考慮しても差し支えない。

※４　試験の実施が技術的に困難な場合や、活用できる既知見が存在しない場合等に限られる。

推定された判定基準値２(％)以下において劇物相当以上の健康有害性を有するという知見、又は物性、並びに毒性学的知見等より、劇物相当以上の健康有害性を示唆する知見がある場合は、この考え方は適用できない。

※５　この考え方は、国連勧告「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」3.1.3を参照している。

具体的には、LD50が1,000mg/kgの製剤を等容量の判定に影響のない物質（例えば水）で希釈すれば、希釈製剤のLD50は2,000mg/kgとなるという考え方を元にしている。

※６　判定に影響のない物質（例えば水）で希釈した場合を想定している。

※７　この考え方は、GHS3.2.3、GHS3.3.3を参照している。

※８　判定に影響のない物質（例えば水）で希釈した場合を想定している。